

ただいま提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第 205 号から議第 215 号までは、いずれも給与改定に係るものでございまして、去る 10 月 17 日に人事委員会から職員の給与等に関する勧告を受けましたことなどから、これを踏まえ、予算の補正および条例の改正を行おうとするものでございます。

まず、予算の補正に関してでございますが、  
議第 205 号は一般会計予算について、  
議第 206 号および議第 207 号は特別会計予算について、  
また、議第 208 号から議第 212 号までは企業会計予算について、それぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

議第 213 号から議第 215 号までは、条例案件でございます。

議第 213 号は、特別職の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

議第 214 号および議第 215 号は、職員および公立学校職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。